

第1章 計画の目的と位置づけについて

1. 計画策定の背景・目的

いこいの家や老人福祉センターについては、高齢者のための公の施設として、昭和40年代以降、順次設置してきた。一方で、急激な高齢化の進展や、社会状況の変化等により、両施設に求められる役割も大きく変化している。

このような状況の中、この計画は両施設の公の施設としての機能や役割などについて検討することで、福祉ニーズ等への対応を図り、時代背景にあった施設へと活性化していくことを目的とする。

2. 計画の位置づけと方向性

両施設は、「いきいき長寿プラン」における、いきがい・介護予防施策等の推進のための「場」とされている。本計画では、この位置づけにおいて、上位概念である「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン(以下「地ケアビジョン」)」や、「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」などの全市的な方向性や、「川崎市高齢者・障害児者福祉施設再編整備基本計画」、これまでの多世代交流を含む地域交流などの取組を踏まえながら、ソフト面、ハード面双方について、施設のあり方やより効果的な活性化の方策等について方向性を示すこととする。

第2章 老人いこいの家について



1. 施設概要

設置根拠: 昭和40年旧厚生省社会局通知、老人いこいの家条例・同施行規則

目的: 高齢者に対し、健全ないこいの場を提供し、もって心身の健康増進を図る

箇所数: 市内48か所

利用時間: 9:00～16:00 休館日: 日曜祝日(敬老の日を除く)年末年始

利用料: 無料

事業内容: 教養の講座、入浴事業、囲碁、将棋、生け花、書道、絵手紙などの活動

いこい元気広場などの介護予防の取組、会食会などの地域活動など

利用対象者: 本市区域内に住所を有する60歳以上の者その他必要と認められる者

2. 利用者の状況

年間利用者数: 平成29年度実績で延べ約60万人

入浴事業の年間利用者数: 平成29年度実績で延べ約3万600人

3. 運営状況

(1) 平成18年度から指定管理者制度を導入(3年間、各館ごとの募集)

(2) 平成21年度からの第2期指定管理期間(5年間、各館ごとの募集)

(3) 平成26年度からの第3期指定管理期間(5年間、各区ごとのグルーピング、管理人を1人体制から2人体制に変更)

(4) 平成31年度からの第4期指定管理期間(5年間、各区ごとのグルーピングの継続と、多世代交流をはじめとした地域交流事業の位置づけ)

4. 施設の管理状況

(1) 48施設中33施設が築30年以上、うち8施設が築40年以上

(2) 全施設で長寿命化のための大規模修繕等を実施

(3) 直近では平成23年度に御幸老人いこいの家が開設

(4) 比較的新しい13施設について予防保全計画を策定

第3章 老人福祉センター・地域交流センターについて



1. 施設概要

設置根拠: 老人福祉法、老人福祉センター条例・同施行規則

老人福祉・地域交流センター条例・同施行規則

目的: 高齢者に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、並びに市民相互の交流の場を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する

箇所数: 各区1か所、 利用時間: 9:00～16:00(地域交流センターは～21:00)

休館日: 日曜祝日(敬老の日を除く)年末年始(地域交流センターは年末年始のみ)

利用料: 老人福祉センターは無料、地域交流センター部分は利用料金制により有料

事業内容: 生活相談、健康相談、レクリエーション、市民相互の交流のための場の提供など(さいわい、多摩の老人デイサービスはH31年4月廃止)

利用対象者: 本市区域内に住所を有する60歳以上の者、その他の者

2. 利用者の状況 年間利用者数: 延べ約28万人

3. 運営状況

(1) 平成18年度から指定管理者制度を導入(3年間)

(2) 平成21年度からの第2期指定管理期間から5年間の指定管理期間とし、平成26年度からの第3期指定管理期間も同様

(3) 平成31年度からの第4期指定管理期間(5年間、多世代交流をはじめとした地域交流事業の位置づけ)

※中原老人福祉センターの指定管理期間は平成29年度～平成33年度の5年間

4. 施設の管理状況

(1) 中原が築52年、宮前が築31年、多摩が築29年

(2) 全施設で長寿命化のための大規模修繕等を実施

(3) 直近では平成26年度に川崎老人福祉センター・地域交流センターが開設

第4章 課題と今後の方向性について

1 いこいの家、老人福祉センター両施設の方向性

(1) 今後の運営手法について

今後も指定管理者制度を継続し、民間の創意工夫を取り入れながら、効率的、効果的な運営をしていく。

(2) 施設の老朽化対策について

全体的に老朽化が進んでおり、「かわさき資産マネジメントカルテ」を踏まえ、長寿命化に配慮した取組を実施する。施設の耐用年数としては、築60年以上を目指すこととし、時代状況やニーズ、個々の施設ごとの状況に合わせ検討していく。

(3) 多世代交流をはじめとした地域交流事業について

多世代交流のための「いこいの家及びこども文化センターにおける連携モデル事業」の取組・検証などを踏まえ、いこいの家、老人福祉センターの両施設については、高齢者の健康増進などの本来の施設目的を果たすことを中心にしつつ、指定管理業務として、地域資源としての施設を活用した多世代交流を含む地域交流を幅広く実施していく。

(4) 新たな利用者の獲得について

「地ヶアビジョン」の「自助」「互助」の意識の醸成を図るとともに、事業の工夫や、魅力ある講座・レクリエーションを企画し、特定の利用者だけでなく、高齢者を中心とした新

たな利用者の獲得を図っていく。

(5) 「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」を踏まえた取組について

多様な主体の連携により課題解決を目指す「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」に基づき、多世代の地域の居場所、出会いの場として整理していくことが必要である。今後両施設については、新たな利用者を獲得しつつ、より地域の方々に幅広く使われるよう、「まちのひろば」の一つとして、施設の「地域化」を目指す。

(6) 積極的な施設活用に向けた行政の地域マネジメントについて

貴重な地域資源、情報収集の場として、どのように活用し地域の課題に対処していくかについて、行政と指定管理者、地域とで検討を進めていく。

(7) いこいの家と老人福祉センターの役割分担について

地域に開かれた施設として相互に機能を補完し合っていけるよう、両施設の機能や役割を整理し、役割の明確化に向けた検討を進めていく。

※「地域化」とは、地域にある公の施設として、地域の様々な人に、より幅広く活用されていくことを想定するもの。

2 老人いこいの家の今後の方向性

(1) いこいの家の機能・整備について

『「資産マネジメントの第3期取組期間の実施方針」の策定に向けた考え方について』では、既存施設の多目的化等による市民の利用機会の拡大検討や、施設の「機能重視」の考え方への転換等により、多様化・増大化する市民ニーズへの確に対応していくことなどが示されている。こうしたこと等を踏まえ、いこいの家についても、地域の方々により幅広く活用してもらえるよう、市民の利用機会の拡大や、老朽化対応時の多目的化・複合化の検討、いきがいづくり、介護予防といったいこいの家機能の、他の公共施設や民間施設の活用などによる展開など、「機能重視」の考え方へと転換し、施策の調整を進めていくとともに、従来の施設配置の考え方についても再検討を行う。

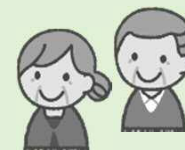
(2) 入浴事業について

これまで原則実施してきた入浴事業について、時代の変化により、ニーズが変化してきていることなどから、入浴利用者の減少や修繕費用など、施設ごとの実情を踏まえながら、設備の故障等があった場合などには、入浴事業は原則事業を廃止し、地域交流のスペースに改修するなどの有効活用の方策を検討していく。

(3) いこいの家の「夜間・休日等施設開放事業」について

当該事業を継続実施するとともに、より地域の身近な施設として、更なる有効活用

により地域活動等が活発化されるよう、利用促進を図っていく。



3 老人福祉センターの今後の方向性

(1) デイサービス事業跡地の活用について

さいわい健康福祉プラザと多摩老人福祉センターに併設されているデイサービス事業は廃止を決定しており、跡地については、老人福祉センター事業での活用を中心としつつ、より地域の方々に利用してもらえるよう、効果的な活用方法を検討していく。

(2) 中原老人福祉センターの移転について

日本医科大学地区開発計画における協議の中で、移転が決定している中原老人福祉センターについて、「地ヶアビジョン」や多世代交流を推進していけるようなモデル施設となるよう、機能や設備について検討していく。

(3) 地域交流センターの活用について

かわさき老人福祉センターと高津老人福祉センターは、地域交流の場として、施設の一部を一般開放し、有料でホール等を貸し出すほか地域交流事業を実施していることから、当該事業について、利用実績を伸ばすよう、今後さらなる活用方法を検討していく。